

春日井市地域自立支援協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市地域生活支援事業規則（平成18年春日井市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、春日井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(基本的役割)

第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に定める相談支援事業に関し、中核的な役割を果たすため定期的な協議を行うものとする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、障害者を取り巻く地域の課題について専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する関係機関等の実務者等で構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する者の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委

員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(連絡会)

第6条 障がい者生活支援センター相互の連携及び情報の共有を図るため、相談支援事業所連絡会を置く。

第7条 障害者関係団体相互の連携及び情報の共有を図るため、当事者団体連絡会を置く。

(運営会議)

第8条 部会及び連絡会の調整並びに協議会の運営を協議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長、職務代理人、地域アドバイザー、相談支援事業所連絡会代表、当事者団体連絡会代表その他会長が必要と認める者で構成する。

(参考人の出席)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、その会議に、優れた識見を有する者その他の参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会、部会、連絡会又は運営会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様である。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年6月20日から施行する。

この要領は、平成25年6月1日から施行する。